

入 札 予 報

物 品 番 号	令和8年度 第208号	
物 品 名 称	クリーンプラント有価物の引取り並びに売却(令和8年度9月以降発注分)	
納 入 場 所	別紙仕様書のとおり	
履 行 期 間 (納 入 期 限)	令和8年9月1日から 令和8年12月30日まで	
入 札 日 時	令和8年8月20日 午前9時00分	
入 札 場 所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟 会議室	
No.	業 者 名	物品概要
1	エコネット	クリーンプラント有価物の引取り並びに売却(令和8年度9月以降発注分)
2	(有)国城商店	
3	信和商事(株)	
4	(株)なんでも屋	
5	三重中央開発(株)	
6	(有)山口屋	
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

入札書

物品番号 令和8年度 第208号

件名 クリーンプラント有価物の引取り並びに売却(令和8年度9月以降発注分)

(単位：円)

売却品目	売却予定数量(A)	単価(B)	(A) × (B)
鉄シュレッダー屑	222,000kg	1 kg 当り 円	① 円
アルミシュレッダー屑	10,000kg	1 kg 当り 円	② 円
その他鉄屑	19,000kg	1 kg 当り 円	③ 円
自転車 (CP保管分)	4,000kg	1 kg 当り 円	④ 円
入札金額【合計金額 (①+②+③+④)】			

※ 上記入札金額は、契約予定金額の110分の100に相当する金額(消費税額抜き)である。

※ 逆有償の場合（湖北広域行政事務センターが引き取りに要する費用を支払う場合）は、『▲ ○○円』と表示すること。

上記金額をもって請け負いたいのので、仕様書、契約書案、湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）及び入札心得ならびに指示事項を承知して入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人 様

「入札書の送付方法」

郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送または持参していただくこととします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

※持参する場合も二重封筒が必要となります。

【入札書郵送・持参方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) 内訳書の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に①の封筒に入れる。
- (3) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、**一般書留・簡易書留**で入札書送付先に郵送または持参する。
 - ①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
 - ④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (4) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず**案件ごとに内封筒**を作成してください。また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

(1) 内封筒（表）

案件名	令和○年度 第○号 ○○委託業務
開札日	令和○年○月○日

(2) 内訳書

入札書

+

内訳書
(指示がある場合)

(1) 内封筒（裏）



(3) 外封筒（表）

〒526-0021
長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター
総務課 宛

簡易書留
一般書留

入札書在中

入札書在中と朱書してください

(3) 外封筒（裏）

①案件名
②開札日
③入札者の名称
④入札者の電話番号
⑤入札者のFAX番号
⑥担当者氏名

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 番 号 | 令和8年度 第208号 |
| 2 | 物 品 名 称 | クリーンプラント有価物の引取り並びに売却(令和8年度
9月以降発注分) |
| 3 | 納 入 場 所 | 別紙仕様書のとおり |

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

クリーンプラント有価物の引取り並びに売却に係る仕様書

1. 目的

当仕様書は、粗大ごみ処理施設で破碎選別された鉄シュレッダー屑、アルミシュレッダー屑、またクリーンプラントに直接搬入された、その他鉄屑（以下「鉄シュレッダー屑等」という。）および自転車の引取り並びに売却について定めることを目的とする。

2. 売却品目および予定数量（令和8年9月1日～令和8年12月30日）

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 鉄シュレッダー屑 | 222,000kg |
| (2) アルミシュレッダー屑 | 10,000kg |
| (3) その他鉄屑 | 19,000kg |
| (4) 自転車（CP保管分） | 4,000kg |

注1）予測数量は昨年度の実績を基に算出したもので変動する可能性がある。

注2）鉄およびアルミ選別物については、選別機の性能上、鉄およびアルミ以外のもの（以下、「不適物等」という。）が、また、その他鉄については、保管場所の関係上、水分等が混入することがあるため、この場合は当該水分・不適物等も含めた重量を取引量とし、選別物に含まれる不適物等は落札者の責において適正に処理すること。
このことに基づき、入札者は選別物の現状を確認したうえで入札書を投函すること。

3. 業者決定方法

上記2の(1)～(4)に掲げる排出予測数量に入札単価を乗じて得た合計金額が、当センターにとって最も有利な業者を落札者とする。ただし、入札額が0円以下の場合は不調とする。

4. 契約方法

売却品目毎の単価（1kg当たり）契約とする。

5. 履行期間

令和8年9月1日から令和8年12月30日まで

6. 引渡方法

鉄シュレッダー屑等および自転車は、落札者が当センタークリーンプラントの貯留施設において引取りをする方法とする。引取日時は、当センタークリーンプラントがその都度依頼した日時とする。

また、鉄シュレッダー屑等および自転車の引取りに際し必要な重機等については、受託者で用意すること。

7. 搬送車両

- (1) 鉄シュレッダー屑等を引取るための搬送にあつては、次の「施設の概要」に適した車両、および当センターが認める車両を配車すること。

なお、鉄シュレッダー屑等については、飛散防止のためシートで覆うこと。

<施設の概要>

① 鉄、アルミ貯留ホッパー容量	1 基当たり	1 2.0 m ³
② ホッパーの高さ（G Lから）	鉄	3.5 m
	アルミ	3.2 m
③ ホッパー室の寸法	最大全幅	2.6 m
	最大車長	6.5 m
	シャッター開口高	3.8 m

- (2) 鉄シュレッダー屑等および自転車の搬送車輛においては、クリーンプラントのトラックスケールの規格に適合する車輛で引き取るものとする。

（参考：クリーンプラント規格：最大秤量 20,000kg 積載面寸法 3.0m(幅)×6.5m(長さ)×3.3m(高さ)）

また、荷崩れが起きないように、適切な処置を施すこと。

8. 取引量（計量方法、取引量、取引量の報告）

- (1) 鉄シュレッダー屑等および自転車は、クリーンプラントの計量器で計量する。
- (2) 上記（1）により、計量伝票に記載された荷積み前後の差し引き重量をもって取引量とする。なお、引取り時に計量伝票を当センターが落札者に提出する。
- (3) 品目別の1ヶ月の取引量を、翌月の7日までに書面にて報告すること（メール、FAXも可）。

9. 代金の納付

毎月末に締め切り、当センターからの請求書を受理した日から30日以内に納付するものとし、納付期限を厳守すること。

ただし、過去2年間にセンター又は国若しくは地方公共団体と2回以上にわたり資源（有価物）の売却契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる場合を除き契約締結後、物品の引渡し前の当センターが指定する期日までに、契約単価に「仕様書2」に定める「予定数量」を乗じて得た額の3分の2以上を納付するものとする。

10. その他

- (1) 有価物引取等に際しては、クリーンプラントと協議を行い安全の確保に努めること。
- (2) クリーンプラントの施設・機器等の損傷の防止に努めるとともに、過失により損害を与えた場合は、責任を持って修復を行うこと。
- (3) 本仕様書2の(3)にあげる「その他鉄屑」は、長尺の鉄・うす鉄・鉄塊・針金・番線等破碎処理をしないものをいう。
- (4) 契約締結後、経済情勢の変動により市場価格に著しい変動があった場合においても、契約金額の変更は原則行わないものとする。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係法令等に違反した場合、落札者との契約を解除するものとする。

- (6) 引渡しを受けた品目を海外へ輸出するにあたっては、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）に抵触しないこと。
- (7) 有価物の引取りに際しては、クリーンプラントが指定する搬入(搬出)経路および制限速度を遵守すること。